

65歳以上の皆様へ
60～64歳で内部障がいをお持ちの方へ

豊丘村長 下平 喜隆

65歳以上のインフルエンザ予防接種について

この予防接種は、強制ではありません。
本人が希望される場合に受けるようにしてください。

下記のとおり、インフルエンザ予防接種を予防接種法に基づいて実施し、接種費用の一部を公費負担します。予防接種を希望される方は、かかりつけの医療機関へ事前に予約をしてから受診してください。

記

- 実施期間 平成29年10月16日（月）～平成30年1月15日（月）まで
- 対 象
 - ・ 豊丘村に住所があり、接種する日に満65歳以上の方（昭和28年1月15日以前に生まれた方）
 - ・ 豊丘村に住所があり、接種する日に60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器に障がいがある方（身体障がい者手帳1級をお持ちの方）
- 受 け 方
 - ① 飯田下伊那地区の医療機関へ接種の予約をしてください。日頃の健康状態をよく知る「かかりつけ医」で受けましょう。
 - ② 予約をした日に医療機関へ行き予防接種を受けてください。
- 接種日の持ち物
 - ・ インフルエンザ予防接種予診票
予診票がない場合は、通常の接種料金をお支払いいただきます。
 - ・ 本人負担額 2,000円
接種費用4,691円のうち2,691円を村が負担します。
※生活保護世帯、中国残留支援給付を受けている方は無料です。
異動（認定・停止）があった場合はお申し出ください。
 - ・ 保険証
- そ の 他
 - ・ 接種回数は一人1回です。

〔お問い合わせ〕

豊丘村役場 健康福祉課 保健衛生係
電話 35-9061